

証券コード 7976
平成28年3月9日

株 主 各 位

東京都品川区東大井五丁目23番37号
三菱鉛筆株式会社
代表取締役社長 数 原 英 一 郎

第141回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第141回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年3月29日（火曜日）午後5時10分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月30日（水曜日）午前10時（午前9時に開場いたします。）
2. 場 所 東京都品川区東大井五丁目18番1号
品川区立総合区民会館（きゅりあん）7階イベントホール
（本冊子末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第141期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第141期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役13名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
- 第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

以上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人によるご出席の場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人とし、代理権を証明する書面をあわせてご提出ください。
 - 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、以下のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載いたしておりません。なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の添付書類に記載のもののほか、当社ウェブサイトに掲載しております連結注記表及び個別注記表も含まれております。

【当社ウェブサイト】

<http://www.mpuni.co.jp/>

- 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、上記のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）におけるわが国経済は、力強い株高と原油安、また円安で推移した為替相場を背景に輸出型大企業を中心とした企業収益の拡大が雇用環境の改善に波及し、消費増税により冷え込んでいた消費者マインドも良好な雇用所得環境を受けて緩やかながらも持ち直しの気配を感じさせるまでになりました。一方で、この好循環の波は地方や中小企業にまで届いているとは言い難く、消費の下支えを担っていた訪日外国人によるインバウンド消費が踊り場の局面を迎えつつあるなか、秋口から顕在化しつつある中国経済の減速懸念や欧州や中東における地政学的リスクの増加、米国における利上げを背景とした新興国経済への影響などから、回復基調を維持していた株価も乱高下を繰り返しており、景気に対する不透明感は一段と強まってまいりました。

当社グループが属しております筆記具業界におきましては、価格競争が一段と厳しい様相を帯びてまいりました。また、成熟したとされる商品開発の分野においても、もはや商品仕様や機能のみでお客様の購買意欲を刺激し、他社製品に対する優位性を確保することは困難であり、顧客ニーズを掘り起こしながらも新たな顧客シーズを生み育てあげるための商品開発の手を僅かでも緩めてしまえば、直ちに市場競争から脱落しかねない厳しい環境が続いております。

このような経営環境の中、当社グループは「最高の品質こそ最大のサービス」という社是の原点に立ち返り、高付加価値で高品質な商品開発を行ってまいりました。『なめらかボールペン』市場を掘り起こした油性ボールペン「ジェットストリーム」シリーズが一段と勢いを増すなか、軽い書き味と書き方や筆圧によって自由な描線を実現する新しい筆記感の水性ボールペン「ユニボールエア」を発売いたしました。海外市場に向けては、植物由来の次世代素材として注目されるセルロースナノファイバーをインクの増粘剤として採

事業報告

計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

用し「速書きでもカスれない」ゲルインクボールペン「ユニボールシグノUMN-307」を北米と欧州市場に投入するなど、創業130年を迎える本年（平成28年）に向けて新しい筆記カテゴリーの創造にチャレンジしてまいりました。

これらの活動の結果、当連結会計年度の売上高は637億12百万円（前期比5.6%増）、営業利益は118億52百万円（前期比15.0%増）、経常利益は123億19百万円（前期比9.9%増）、当期純利益は74億27百万円（前期比3.8%増）となりました。

セグメント別の業績を概観いたしますと、筆記具及び筆記具周辺商品事業においては、「ジェットストリーム」、「クルトガ」、「スタイルフィット」といった当社グループの主力商品の販売が堅調に推移したことに加えて、為替レートが年間を通じて円安に推移したことから前期を上回り、外部顧客への売上高は611億39百万円（前期比6.0%増）となりました。一方、粘着テープ事業、手工芸品事業といったその他の事業におきましては、事業を取り巻く市場環境は依然として厳しく、外部顧客への売上高は25億73百万円（前期比2.7%減）となりました。

なお、上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の当社グループの設備投資の総額は28億17百万円でした。このうち、筆記具及び筆記具周辺商品事業に係る設備投資は27億91百万円であり、同事業の主な設備投資の内容は、ボールペン製造用設備及び金型、サインペン製造用設備及び金型、研究用設備であります。

その他の事業に関する設備投資につきましては、重要なものはございません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは明治20年（1887年）の創業以来、「最高の品質こそ最大のサービス」を社是に掲げて、本年（平成28年）、創業130年の節目を迎えることができました。技術革新に努め、高品質で付加価値が高い筆記具をお客様にお届けすることは、この社是を具現化するための重要な施策のひとつであると同時に大切な理念でもあります。

当社グループを取り巻く筆記具の市場環境は、少子高齢化を背景に需要の低迷という構造的問題を抱えた国内市場に加えて、海外市場においても、欧米諸国は既に成熟した市場となりつつあります。成長市場とされる新興諸国におきましては、機能を絞り込んだローコスト製品への需要も無視できない一方で、経済発展に伴う中間所得層の増加を背景に、高品質で付加価値が高い筆記具に対するニーズは今後ますます高まっていくものと考えております。また、国内外を問わず、お客様が筆記具に求める機能やデザイン、カラーといったニーズは、ライフスタイルや価値観の多様化から日々変化し、使用方法や使用場面も細分化しつつあります。

こうした経営環境の中で、当社グループが更なる発展を遂げていくには、お客様が筆記具に対して潜在的にお持ちになっている価値観や満足感を掘り起こして、新たな喜びや驚きを提案し続ける商品「もの」づくりを行うことが第一であり、その上での更なる量的拡大、即ち売上と利益の増加を伴ったシェア拡大と市場における地位向上が必要不可欠であると考えております。そのためには、研究開発及び生産体制、販売網の整備を従来以上のスピード感をもって取り組むことが求められ、同時に、それが当社グループにとっての最重要課題であると考えております。

当社グループは、既にアイライナーなどで多くの実績を残しております化粧品事業や炭素材を用いた新規事業にも積極的に取り組んでおりますが、当社グループの企業価値は、筆記具事業の成長を目指すとともに、この筆記具事業で培った高度な技術を応用した非筆記具事業を育成し、新たな事業ドメインをも模索することにより更に向上するものと考えております。その上で、当社グループに関係される多くのステークホルダーの方々との間で信頼関係を築き、成長させることが当社グループの使命であると考えております。

(5) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

① 直前三連結会計年度の企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第138期	第139期	第140期	第141期
	(平成24年12月期)	(平成25年12月期)	(平成26年12月期)	(当連結会計年度) (平成27年12月期)
売上高 (百万円)	50,584	55,902	60,349	63,712
営業利益 (百万円)	6,121	8,406	10,302	11,852
経常利益 (百万円)	6,525	10,019	11,205	12,319
当期純利益 (百万円)	3,898	6,576	7,157	7,427
1株当たり当期純利益 (円)	134.40	226.74	247.63	258.02
総資産 (百万円)	70,027	81,946	91,524	100,368
純資産 (百万円)	51,179	60,863	68,651	75,598
1株当たり純資産額 (円)	1,736.52	2,065.24	2,341.89	2,580.77

② 直前三事業年度の当社の財産及び損益の状況

区 分	第138期	第139期	第140期	第141期
	(平成24年12月期)	(平成25年12月期)	(平成26年12月期)	(当事業年度) (平成27年12月期)
売上高 (百万円)	40,898	44,254	47,323	51,476
営業利益 (百万円)	4,405	5,773	6,774	8,149
経常利益 (百万円)	5,305	7,294	8,231	9,641
当期純利益 (百万円)	3,224	4,976	5,354	6,280
1株当たり当期純利益 (円)	106.93	165.06	178.03	209.64
総資産 (百万円)	55,861	64,672	70,836	78,043
純資産 (百万円)	39,855	46,118	50,913	57,028
1株当たり純資産額 (円)	1,321.75	1,529.51	1,699.40	1,903.57

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
山形三菱鉛筆精工株式会社	20百万円	100.0%	当社仕様製品の製造
三菱鉛筆東京販売株式会社	18	93.6 (31.6)	当社製品の卸売販売
三菱鉛筆関西販売株式会社	15	100.0 (50.0)	当社製品の卸売販売
ユニ工業株式会社	50	100.0	粘着テープの製造販売
MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO.,LTD.	3,575千米ドル	100.0	当社仕様製品の製造

(注) () 内は間接所有の割合で内数です。

(7) 主要な事業内容 (平成27年12月31日現在)

- ① 筆記具及び筆記具周辺商品事業部門
鉛筆、シャープペンシル、シャープ替芯、油性ボールペン、水性ボールペン、ゲルインクボールペン、サインペン等の筆記具並びにOA用品、シャープナー、筆入、消しゴム、修正用品及び化粧品等の筆記具周辺商品の製造及び販売を行っております。
- ② その他の事業部門
粘着テープ、手工芸品の製造及び販売を行っております。

(8) 主要な事業所及び工場 (平成27年12月31日現在)

- ① 当社の主要な事業所及び工場
- | | |
|-------|------------|
| 本社 | 東京都品川区 |
| 横浜事業所 | 神奈川県横浜市 |
| 群馬工場 | 群馬県藤岡市 |
| 山形工場 | 山形県東置賜郡川西町 |

② 主要な子会社の事業所

山形三菱鉛筆精工株式会社

山形県東置賜郡川西町

三菱鉛筆東京販売株式会社

東京都品川区

三菱鉛筆関西販売株式会社

大阪府大阪市

ユニ工業株式会社

栃木県下都賀郡壬生町

MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO.,LTD.

ベトナム ハノイ

(9) 使用人の状況 (平成27年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
筆記具及び筆記具周辺商品事業部門	3,580 (396) 名	97名増 (370名減)
その他の事業部門	88 (162) 名	2名減 (5名減)
合計	3,668 (558) 名	95名増 (375名減)

(注)使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は()内に当連結会計年度中に雇用した人員数の平均を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
555 (183) 名	1名増 (5名増)	41.1歳	17.9年

(注)使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は()内に当事業年度中に雇用した人員数の平均を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（平成27年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	241百万円
株式会社みずほ銀行	171
株式会社三井住友銀行	156
三井住友信託銀行株式会社	132
株式会社三菱東京UFJ銀行	78

(注)当社は、運転資金の効率的な調達を行うために上記取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しており、その総額は14,437百万円です。また、この契約に基づく借入実行残高は780百万円です。

(11) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(12) 他の会社（外国会社を含む）の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(13) 他の会社（外国会社を含む）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(14) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式の状況（平成27年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 136,500,000株

(2) 発行済株式総数 32,143,146株

(3) 株主数 3,483名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	所 有 株 式 数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	17,756百株	5.92%
株 式 会 社 横 浜 銀 行	14,962	4.99
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	13,500	4.50
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	12,668	4.22
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	12,500	4.17
三 菱 鉛 筆 取 引 先 持 株 会	12,049	4.02
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	11,720	3.91
ジェーピーエムシー オープンハイマー ジャスデック レンディング アカウント	10,921	3.64
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	9,515	3.17
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	9,515	3.17

(注)上記のほか、当社は自己株式を21,844百株保有しております。また、上記「発行済株式総数に対する所有株式数の割合」は、発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除して算出しております。

(5) その他会社の株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他会社の新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社の役員状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成27年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	数 原 英 一 郎	山形三菱鉛筆精工株式会社 代表取締役社長 MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO.,LTD. 代表取締役 イーザイ株式会社 社外取締役
取締役副社長	数 原 徹 郎	ユニ工業株式会社 代表取締役社長
常務取締役	根 本 和 夫	国内営業部長兼全社品質担当
常務取締役	櫻 井 清 和	技術担当兼工業所有権担当兼化粧品事業担当
常務取締役	都 丸 淳	人事・総務担当兼コンプライアンス担当兼年金担当
取締役	横 石 浩	海外営業部長
取締役	永 澤 宣 之	財務・法務・システム担当兼内部統制担当
取締役	深 井 明	生産担当兼横浜事業所長
取締役	切 田 和 久	商品開発部長
取締役	鈴 木 等	横浜研究開発センター所長
取締役	数 原 滋 彦	経営企画担当兼海外営業企画部長
取締役	矢 作 恒 雄	作新学院大学 副学長
取締役	吉 村 俊 秀	
常勤監査役	本 山 幸 利	
常勤監査役	中 村 文 俊	
監査役	稲 崎 一 郎	学校法人中部大学 理事 株式会社ディスコ 社外取締役
監査役	青 井 俊 夫	一般社団法人横浜銀行協会 専務理事

(注) 1. 当事業年度中の会社における取締役及び監査役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動後の地位及び担当	異動前の地位及び担当	異動年月日
数原滋彦	経営企画担当兼海外営業企画部長	経営企画担当	平成27年11月1日

- 2.取締役矢作恒雄氏は、平成27年6月25日付でスルガ銀行株式会社の社外取締役を退任いたしました。
- 3.取締役のうち矢作恒雄氏及び吉村俊秀氏は、社外取締役であります。当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 4.監査役のうち稲崎一郎氏及び青井俊夫氏は、社外監査役であります。当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 5.監査役青井俊夫氏は、金融機関における取締役としての豊富な経験による、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当事業年度中に辞任又は解任により退任した取締役及び監査役

辞任又は解任により退任した取締役及び監査役はおりません。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役	13名	359百万円
監 査 役	4名	60百万円
合 計 (うち社外役員)	17名 (4名)	419百万円 (24百万円)

- (注) 1. 役員の報酬限度額は、平成23年3月30日開催の第136回定時株主総会において、一事業年度当たりの金銭報酬に関する支給限度額を、取締役の報酬等の額として500百万円以内（うち社外取締役分200百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。）、監査役の報酬等の額として70百万円以内と決議いただいております。
2. 上記表中の報酬等の額には、当事業年度の職務執行に係る役員退職慰労引当金の繰入額86百万円（取締役13名に対する金額86百万円、うち社外取締役2名に対する金額1百万円）が含まれております。
3. 上記表中の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役矢作恒雄氏は、平成27年12月31日現在、作新学院大学副学長を兼職しております。なお、当社と兼職先との間に特段の関係はありません。

監査役稲崎一郎氏は、平成27年12月31日現在、学校法人中部大学の理事及び株式会社ディスコの社外取締役を兼職しております。なお、当社と兼職先との間に特段の関係はありません。

監査役青井俊夫氏は、平成27年12月31日現在、一般社団法人横浜銀行協会の専務理事を兼職しております。なお、当社と兼職先との間に特段の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
社外取締役 矢 作 恒 雄	当事業年度に開催された取締役会12回のうち10回に出席し、必要に応じ、経営政策・経営戦略の専門家の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外取締役 吉 村 俊 秀	当事業年度に開催された取締役会のうち、同氏が選任された平成27年3月27日開催の第140回定時株主総会終結の時以降に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、豊富な企業経営者としての経験、見識に基づき、当社経営陣から独立した立場から、業務執行に対する助言・提言を行っております。
社外監査役 稲 崎 一 郎	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、監査役会11回のうち11回に出席しております。取締役会では、必要に応じ、取締役の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会では、監査役相互の意見の内容や根拠を検討し、積極的に発言しております。
社外監査役 青 井 俊 夫	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、監査役会11回のうち11回に出席しております。取締役会では、主に金融機関における豊富な経験に基づいた視点から、取締役の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会では、監査役相互の意見の内容や根拠を検討し、積極的に発言しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	55百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	63百万円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3.当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人とは別の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、財務デューデリジェンス支援業務等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の解任事由に該当すると判断した場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人が当社の監査業務に重大な支障をきたし、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、以下の基本方針を定めております。

① 当社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役会は、当社グループ全体の取締役・監査役・使用人が法令・定款のみならず社会規範や企業倫理を遵守するための指針として「三菱鉛筆グループ企業行動憲章」を制定し、その周知徹底を図る。

ロ. 取締役会は、職務執行が法令・定款・社会規範・企業倫理に適合すること（以下、「コンプライアンス」という。）を確保するための体制の統括責任者として、コンプライアンス担当取締役を選定する。コンプライアンス担当取締役は、取締役・監査役・使用人に対するコンプライアンス体制の充実に有効な教育プログラムの企画立案、実行を担当する。

ハ. 取締役会は、代表取締役及びその他の取締役が行う業務の妥当性を監督する。また、業務執行に関与しない社外取締役は、取締役会への出席その他の機会により、取締役の職務執行に対する監督を行う。これらの体制によって経営監視機能の強化や透明性の確保に努める。

ニ. 常勤監査役は、コンプライアンス担当取締役と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は取締役会及び監査役会に適宜報告される。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

各取締役は、適切に職務を執行するために必要な、重要な契約書、議事録、法定帳票やその他の情報を記載した文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）を適切に作成、保存、管理する体制を構築し、取締役又は監査役がこれらの文書等を適時に閲覧できる状態を確保する。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 取締役会は、業務執行部門ごとに担当取締役を選定するとともに、事業運営における損失の危険を排除、予防するために必要な社内規則を定める。各担当取締役は、日

- 常の業務遂行における損失の危険を評価し、必要な予防措置を講じる。損失の危険が当社の業績に重大な影響を及ぼすおそれが生じる場合には、担当取締役は速やかに代表取締役に報告し、代表取締役は緊急の取締役会を開催して早急にその対応を行う。
- . 損失の危険の要因が複数部門にわたる場合には、取締役会は、関連各部門の委員による委員会を設置し、部門横断的に適切な損失予防策の立案、実行を命じる。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社は、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定時取締役会及び定時経営会議をそれぞれ原則毎月1回以上開催するほか、必要に応じて臨時の取締役会を開催して迅速かつ適切な意思決定を行う。
- . 当社は、取締役、監査役、部長職以上の使用人で構成される部長会を毎月1回開催し、会社方針の伝達、課題認識の共有、各部門からの月次報告による状況把握を行う。
- ⑤ 当社の子会社及び関連会社（以下、「子会社等」という。）の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 子会社等の経営は、子会社等の責任者の自主性を尊重する。当社取締役会は、最低1名の当社取締役又は監査役を子会社等の取締役又は監査役として指名する。子会社等の取締役に選任された当社役員は、子会社等の職務執行を監督、監視し、子会社等の監査役に選任された当社役員は、子会社等の職務執行状況を監査する。
- . 当社の監査役は、子会社等の監査役との協働により子会社等に関する情報を収集し、必要に応じて当社監査役会に諮り、当社グループ全体として適切な連携を図る。
- ⑥ 子会社等の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 子会社等の責任者は、当該子会社等を担当する当社取締役に対し、事業内容及び業績について定期的に報告を行う。
- ⑦ 子会社等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社のコンプライアンス担当取締役は、子会社等の規定の整備状況を把握し、必要に応じて、当該子会社等を担当する当社取締役と連携して、当該子会社等への改善の助言や指導を行う。

- ⑧ 子会社等の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

重要事項の意思決定にあたり、子会社等の責任者は、当該子会社等を担当する当社取締役との間で事前協議を行うことにより、子会社等の職務の執行が当社グループ全体として効率的に行われることを確保する。

- ⑨ 当社の監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会は、テーマに応じた能力を有する使用人を、監査役を補助すべき使用人として置くことを求めることができる。取締役は監査役会と協議の上で、監査役を補助する使用人を配置する。

- ⑩ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を配置する場合、当該使用人の任命、異動等人事に関する事項の決定にあたっては、事前に監査役の同意を得るものとし、取締役からの独立性を確保する。また、監査役と取締役の協議により当該使用人の職務分掌を定め、監査役の指示の実効性を確保する。

- ⑪ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

各担当取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社グループ全体の業績に重大な影響を及ぼす事項等を速やかに報告する。また、監査役は必要に応じていつでも、取締役又は使用人に対して報告を求めることができる。

- ⑫ 子会社等の取締役、監査役及び使用人並びにこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

コンプライアンス担当取締役は、当社及び子会社等から報告された事項を、必要の都度、監査役に報告する。

- ⑬ 報告をした者が、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社等は、報告を行った取締役・監査役・使用人に対し、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利な取り扱いを行うことを禁止する。

⑭ 当社の監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、取締役と協議の上で、監査、調査等の職務に必要な費用を計上することができる。

⑮ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と適宜意見の交換等を行う。また、監査役会は、監査の着眼点、業務の適否の判断基準等を監査基準として定め、監査の実効性を確保する。

⑯ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備の状況

イ. 当社及び子会社等は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体との対決を貫徹する。

ロ. 当社及び子会社等は、各事業所を管轄する警察の指導を受け、情報連携を図ることによって、次の事項を取締役・監査役・使用人に対して徹底する。

1. 総会屋及び暴力団等による一切の金品等の要求には応じない。

2. 株主の権利の行使に関し、反社会的勢力はもとより何人に対しても財産上の利益を供与しない。

3. 警察当局との緊密な連携のもと、企業から総会屋及び暴力団等の特殊暴力を排除する。

ハ. 必要に応じて取締役又は使用人が研修会に参加し、悪質な特殊暴力への対応に備える。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

① 当社及び子会社等のコンプライアンス

当社は、「三菱鉛筆グループ企業行動憲章」に沿った適正な業務遂行のために、職制による指揮及びモニタリングを行い、コンプライアンスを確保するための体制に基づき、職務執行を行いました。また、当社部長職以上の役職者及び主要な子会社等の取締役・監査役が出席する部長会を始めとする定期的開催される会議において子会社等を含む各部門からコンプライアンスに関する活動状況が適宜報告され、情報共有を図りました。

加えて、職制による指揮・指導力向上のためのリーダー研修の実施、情報システムの活用による業務支援等、コンプライアンスに資する活動を実施しました。

② 当社及び子会社等の損失の危険の管理

当社及び子会社等では、損失の危険の重要性に応じて担当部署を設置し、適切な人材を配置するとともに、各部門から選出されたメンバーにより編成した各種委員会にて部門横断的な課題を検討し解決することにより、効率的に損失の危険への対応を行いました。

③ 子会社等の経営管理

子会社等の責任者は当該子会社等を担当する当社取締役に対し、毎月開催される会議に加えて、子会社決算取締役会において事業の実績を報告しました。また、各子会社等を担当する当社取締役は、これら報告に基づいて子会社等の事業活動を把握し、適切な指示、助言を行いました。

④ 監査役の職務の執行

当社監査役は、監査役会において定めた監査計画に従って、各種資料の閲覧、部門責任者からのヒアリング、各事業所や子会社等への往査等により、当社及び子会社等の監査の状況の確認を行いました。また、原則毎月開催される監査役会では、これらの活動で得られた情報を監査役間で共有するため、報告及び意見交換を行いました。

(2) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。そして、当社の企業価値の向上は、お客様が求める最高品質の筆記具を市場に提供するとともに、筆記具事業で培った技術を応用して新規事業を開拓し、その双方を結びつけ一体的な経営を行うことによって実現されるものであると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付けがなされた場合、それが当社の企業価値並びに株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が株主に対して代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付けの対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量買付けを行う者が、当社グループの財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、上記の当社の企業価値の源泉を理解した上で、かかる企業価値の源泉を中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する当社株式の大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、基本方針の実現に資する取り組みとして以下の施策を実施しております。

イ. 中期3ヵ年経営計画策定

当社は、本年1月より「創業130年からの再スタート」を基本方針とする平成30年までの中期3ヵ年経営計画をスタートさせました。その重点方針として「筆記具事業の競争力の強化」、「将来への種まき」、「経営資源の強化」の3つを掲げ、企業価値向上に取り組んでおります。

当社は、当社の企業価値をこれからも継続的に向上させていくためには、「最高の品質こそ最大のサービス」という社是の具現化に努め、品質向上、技術革新を怠らないことが必須であると考えます。そうした継続的な努力や投資を可能にする収益基盤構築の第一歩として、まずは中期3ヵ年経営計画に基づき競争力の再強化を実現することが、当社の企業価値を向上させ、ひいては株主共同の利益に資するものであると考えております。

ロ. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、取締役の株主に対する責任を明確化するためにその任期を1年とし、社外取締役を2名選任することにより独立した第三者の立場から経営に対する監督強化を図っております。また、監査役につきましては、社外監査役2名を含む4名により監査役会を構成し、取締役の職務執行の監査を行っております。当社は、このように、社外取締役と社外監査役による当社経営に対する監督・監視機能の充実を図り、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成25年3月28日開催の第138回定時株主総会において、従前の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の一部を改定した上で改めて導入することを株主の皆様にご承認いただきました（以下、改定後の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を「本プラン」といいます。）。

本プランは、本プランの適用対象となる買付け等が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報や時間を確保するとともに、買収者との交渉

の機会を確保すること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、必要な手続を定めております。買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会又は当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付けを行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付けが当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てる等の方法により対抗措置を実施いたします。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置の実施、不実施又は中止等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしつつ、取締役会においても慎重な判断を行うものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、株主総会を開催し、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置の実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

なお、本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時までとしております。

本プランの詳細については、当社のウェブサイトをご参照ください。

(<http://www.mpuni.co.jp/ir/pdf/20130327163340.pdf>)

(注)本プランは、その有効期間を本定時株主総会終結の時までとしていることから、当社は平成28年2月16日開催の取締役会において本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の内容を一部改定の上、改めて導入することを決定いたしました（改定後の内容は、後記の株主総会参考書類49ページから77ページに記載の第6号議案のとおりです）。

④ 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期3ヵ年経営計画をはじめとする企業価値向上のための取り組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための枠組みであり、同じく基本方針に沿うものです。また、本プランは経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を全て充足していること、本プランは、本定時株主総会において株主の皆様の承認を得た上で更新されるものであること、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては独立委員会による勧告を経ることが必要とされていること、本プランの内容として発動に関する合理的かつ客観的な要件が設定されていること、有効期間が約3年間と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていること、さらに、当社取締役の任期は1年とされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元として、安定的な収益を基盤とした安定配当を継続することを利益配分の基本方針としております。また内部留保金につきましては、収益力及び競争力の強化並びに新市場・新規事業への取り組みを目的として、研究開発、設備投資、販売体制の強化に充ててゆく所存であります。従いまして、株主の皆様に対する配当につきましては、再投資のための資金確保と安定的な配当継続を念頭におきながら、財政状態、経営成績、配当性向等を総合的に勘案することとしております。

また剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を原則としており、当事業年度の期末配当金につきましては、後記の株主総会参考書類37ページに記載しました第1号議案にご提案のとおり、1株当たり18円とさせていただきたいと存じます。なお、本議案が原案どおり可決されますと、当事業年度における1株当たりの配当金は、中間配当金18円とあわせて36円（前事業年度から4円の増配）となり、当事業年度における当社の配当性向は17.2%となります。さらに、自己株式の取得につきましても、財政状態や株価の推移等も勘案しつつ、利益還元策のひとつとして適切に判断してまいります。

7. その他会社の現況に関する重要な事項

製品別売上高

当社の製品別売上高とその構成比は次のとおりであります。

製品別	売上高	構成比	主要製品名
	百万円	%	
鉛筆	3,952	7.7	鉛筆、色鉛筆
シャープ	6,697	13.0	シャープ、シャープ替芯
ボールペン	27,965	54.3	ゲルインクボールペン、水性ボールペン、油性ボールペン
サインペン	7,937	15.4	水性サインペン、油性マーカー、筆ペン
筆記具計	46,552	90.4	
OA用品	475	0.9	OA用品、ファイル
机上用品	849	1.7	事務用品、学用品
その他	3,598	7.0	化粧品、カーボン製品、印章
非筆記具計	4,923	9.6	
合計	51,476	100.0	

(注) 本事業報告における金額は、表示単位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(百万円)	(負債の部)	(百万円)
流 動 資 産	72,207	流 動 負 債	18,088
現金及び預金	37,203	支払手形及び買掛金	8,609
受取手形及び売掛金	17,506	短期借入金	1,098
たな卸資産	14,861	未払法人税等	2,229
繰延税金資産	1,250	繰延税金負債	2
その他	1,572	賞与引当金	514
貸倒引当金	△187	返品引当金	65
固 定 資 産	28,160	未払金	3,046
有形固定資産	12,724	その他の	2,522
建物及び構築物	3,247	固 定 負 債	6,681
機械装置及び運搬具	3,537	繰延税金負債	2,053
土地	4,168	退職給付に係る負債	3,480
建設仮勘定	1,247	役員退職慰労引当金	942
その他	523	環境対策引当金	26
無形固定資産	138	その他の	179
投資その他の資産	15,298	負 債 合 計	24,769
投資有価証券	13,687	(純資産の部)	
繰延税金資産	143	株 主 資 本	66,698
退職給付に係る資産	383	資本金	4,497
その他	1,083	資本剰余金	3,583
貸倒引当金	△0	利益剰余金	62,571
資 産 合 計	100,368	自己株式	△3,953
		その他の包括利益累計額	7,593
		その他有価証券評価差額金	5,954
		繰延ヘッジ損益	14
		為替換算調整勘定	1,895
		退職給付に係る調整累計額	△271
		少 数 株 主 持 分	1,305
		純 資 産 合 計	75,598
		負 債 純 資 産 合 計	100,368

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

事業報告

計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(平成27年 1月 1日から
平成27年12月31日まで)

科 目	金 額	(百万円)
売上		63,712
売上原価		30,772
売上総利益		32,940
販売費及び一般管理費		21,088
営業利益		11,852
営業外収益		
受取利息	37	
受取配当金	242	
受取地代家賃	86	
持分法による投資利益	8	
為替差益	43	
受取保険金	78	
その他	74	572
営業外費用		
支払利息	12	
売上割引	27	
シンジケートローン手数料	47	
その他	17	105
経常利益		12,319
特別利益		
固定資産売却益	90	
投資有価証券売却益	29	119
特別損失		
固定資産除売却損失	22	
減損損失	469	
出資金評価損	0	
退職給付制度改定損	40	532
税金等調整前当期純利益		11,906
法人税、住民税及び事業税	4,115	
法人税等調整額	212	4,328
少数株主損益調整前当期純利益		7,578
少数株主利益		150
当期純利益		7,427

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	4,497	3,583	56,548	△3,949	60,680
会 計 方 針 の 変 更 積 的 影 響 額			△387		△387
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	4,497	3,583	56,161	△3,949	60,292
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,017		△1,017
当 期 純 利 益			7,427		7,427
自 己 株 式 の 取 得				△4	△4
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	6,410	△4	6,405
当 期 末 残 高	4,497	3,583	62,571	△3,953	66,698

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	4,694	△17	2,300	△239	6,737	1,233	68,651
会 計 方 針 の 変 更 積 的 影 響 額							△387
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	4,694	△17	2,300	△239	6,737	1,233	68,264
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△1,017
当 期 純 利 益							7,427
自 己 株 式 の 取 得							△4
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	1,260	32	△404	△31	855	71	927
当 期 変 動 額 合 計	1,260	32	△404	△31	855	71	7,333
当 期 末 残 高	5,954	14	1,895	△271	7,593	1,305	75,598

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

事業報告

計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	51,481	流動負債	15,765
現金及び預金	23,584	支払手形	926
受取手形	509	買掛金	8,010
売掛金	14,862	短期借入金	780
たな卸資産	8,731	未払金	2,213
繰延税金資産	639	未払費用	1,225
未収入金	2,285	未払法人税等	1,737
短期貸付金	0	賞与引当金	319
未収消費税等	663	返品引当金	64
その他	274	その他の	488
貸倒引当金	△69	固定負債	5,249
固定資産	26,561	繰延税金負債	1,773
有形固定資産	9,767	退職給付引当金	2,566
建物	2,496	役員退職慰労引当金	844
構築物	99	環境対策引当金	26
機械及び装置	1,852	その他の	39
車両運搬具	1	負債合計	21,014
工具、器具及び備品	441	(純資産の部)	
土地	3,741	株主資本	51,068
建設仮勘定	1,132	資本金	4,497
無形固定資産	111	資本剰余金	3,582
ソフトウェア	66	資本準備金	3,582
その他	44	その他資本剰余金	0
投資その他の資産	16,683	利益剰余金	46,214
投資有価証券	13,505	利益準備金	824
関係会社株式	2,536	その他利益剰余金	45,390
長期貸付金	5	固定資産圧縮積立金	469
長期前払費用	88	別途積立金	33,585
前払年金費用	100	繰越利益剰余金	11,336
その他	446	自己株式	△3,226
貸倒引当金	△1	評価・換算差額等	5,960
資産合計	78,043	その他有価証券評価差額金	5,945
		繰延ヘッジ損益	14
		純資産合計	57,028
		負債純資産合計	78,043

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年 1月 1日から
平成27年12月31日まで)

科 目	金 額	(百万円)
売 上 高		51,476
売 上 原 価		29,486
売 上 総 利 益		21,989
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		13,840
営 業 利 益		8,149
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,088	
そ の 他	475	1,563
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6	
そ の 他	63	70
経 常 利 益		9,641
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	29	30
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	15	
減 損 損 失	381	
退 職 給 付 制 度 改 定 損	40	436
税 引 前 当 期 純 利 益		9,235
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,024	
法 人 税 等 調 整 額	△69	2,955
当 期 純 利 益		6,280

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

事業報告

計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	4,497	3,582	0	3,582	824	446	31,585	8,529	41,384	△3,222	46,242
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額								△387	△387		△387
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	4,497	3,582	0	3,582	824	446	31,585	8,141	40,997	△3,222	45,855
当 期 変 動 額											
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立						22		△22	-		-
別 途 積 立 金 の 積 立							2,000	△2,000	-		-
剰 余 金 の 配 当								△1,063	△1,063		△1,063
当 期 純 利 益								6,280	6,280		6,280
自 己 株 式 の 取 得										△4	△4
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)											
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	22	2,000	3,194	5,216	△4	5,212
当 期 末 残 高	4,497	3,582	0	3,582	824	469	33,585	11,336	46,214	△3,226	51,068

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	4,688	△17	4,670	50,913
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額				△387
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	4,688	△17	4,670	50,526
当 期 変 動 額				
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立				-
別 途 積 立 金 の 積 立				-
剰 余 金 の 配 当				△1,063
当 期 純 利 益				6,280
自 己 株 式 の 取 得				△4
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	1,257	32	1,289	1,289
当 期 変 動 額 合 計	1,257	32	1,289	6,502
当 期 末 残 高	5,945	14	5,960	57,028

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年2月10日

三菱鉛筆株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 長崎 康行 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 開内 啓行 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱鉛筆株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱鉛筆株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

事業報告

計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年2月10日

三菱鉛筆株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 長崎 康行 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 開内 啓行 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱鉛筆株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第141期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第141期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当事業年度の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、
指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方
に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載され
ている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったもので
あり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の
維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めま
す。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めま
す。

平成28年2月12日

三菱鉛筆株式会社 監査役会

常勤監査役 本 山 幸 利 ㊟

常勤監査役 中 村 文 俊 ㊟

社外監査役 稲 崎 一 郎 ㊟

社外監査役 青 井 俊 夫 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

1. 期末配当に関する事項

第141期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき18円

なお、この場合の配当総額は、539,257,086円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年3月31日

2. その他の剰余金処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るために、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 3,000,000,000円

事業報告

計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、各職位に期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第29条（取締役の責任免除）及び第38条（監査役の責任免除）の一部をそれぞれ変更するものであります。

なお、定款第29条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を表しております）

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第29条 1. (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に</u> 、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第29条 1. (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に</u> 、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

現行定款	変更案
<p>第5章 監査役、監査役会および会計監査人 (監査役の責任免除)</p> <p>第38条 1. (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第5章 監査役、監査役会および会計監査人 (監査役の責任免除)</p> <p>第38条 1. (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

第3号議案 取締役13名選任の件

取締役全員（13名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役13名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	<p>数原英一郎 (昭和23年7月19日生)</p> <p>再任</p>	<p>昭和49年8月 当社入社 昭和55年3月 当社取締役 昭和57年3月 当社常務取締役 昭和60年3月 当社取締役副社長 昭和62年3月 当社代表取締役社長（現任） 平成27年6月 エーザイ株式会社社外取締役（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] 山形三菱鉛筆精工株式会社 代表取締役社長 MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO.,LTD. 代表取締役 エーザイ株式会社 社外取締役</p>	137,325株
<p>[取締役候補者とした理由] 数原英一郎氏は、昭和62年3月に当社代表取締役社長に就任して以来、社業を牽引し、これまでに培った経営全般に関する知識と経験により、全役職員に対してリーダーシップを発揮しており、当社の重要事項の決定及び業務執行の監督に重要な役割を果たしており、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>			
2	<p>数原徹郎 (昭和26年11月9日生)</p> <p>再任</p>	<p>平成3年3月 当社入社 平成3年4月 当社生産担当常務付部長 平成4年4月 当社営業担当付部長 平成5年3月 当社取締役商品企画担当 平成7年3月 当社常務取締役商品企画担当 平成7年4月 当社常務取締役営業本部長 平成10年4月 当社常務取締役環境推進担当 平成12年4月 当社常務取締役国内事業担当兼環境推進担当 平成15年4月 当社常務取締役財務担当兼海外事業担当兼広報担当兼関係会社担当 平成17年3月 当社常務取締役財務担当兼商品開発担当兼広報担当兼関係会社担当 平成20年1月 当社専務取締役 平成24年3月 当社取締役副社長（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] ユニ工業株式会社 代表取締役社長</p>	64,556株
<p>[取締役候補者とした理由] 数原徹郎氏は、平成5年3月に当社取締役に就任し、生産、商品企画及び営業等の当社の主要な部門における幅広い経験と知識を有しており、またその優れた経営能力から当社の経営における意思決定と業務執行の監督を担うにふさわしい人物であることから、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	根本和夫 (昭和26年9月19日生) 再任	昭和50年4月 当社入社 平成10年4月 当社営業部長 平成14年3月 三菱鉛筆東京販売株式会社取締役 平成14年9月 同社代表取締役社長 平成15年3月 当社取締役 平成21年8月 当社取締役国内営業部長 平成25年3月 当社常務取締役国内営業部長 平成26年3月 当社常務取締役国内営業部長兼全社品質担当(現任)	5,000株
[取締役候補者とした理由] 根本和夫氏は、平成15年3月に当社取締役に就任し、国内営業部門における豊富なマネジメント経験を有しており、更なる市場開拓に向けて、これらの知見を当社の取締役会の意思決定に反映させるために、引き続き取締役候補者いたしました。			
4	都丸淳 (昭和29年5月15日生) 再任	昭和53年4月 当社入社 平成13年4月 当社ビジネスサポートセンター長 平成15年4月 当社営業企画室長 平成21年7月 三菱鉛筆東京販売株式会社代表取締役社長 平成22年4月 当社理事 平成24年3月 当社取締役 平成25年7月 当社取締役人事・総務担当 平成26年3月 当社常務取締役人事・総務担当兼コンプライアンス担当兼年金担当(現任)	3,100株
[取締役候補者とした理由] 都丸淳氏は、平成24年3月に当社取締役に就任し、営業や人事・総務及びコンプライアンスを始めとする幅広い知識、経験、人脈を有しており、当社の取締役会においても多面的な視点から発言・提案することにより、取締役会の活性化に貢献することを期待し、引き続き取締役候補者いたしました。			
5	横石浩 (昭和34年4月17日生) 再任	昭和60年10月 当社入社 平成10年4月 当社海外事業部長 平成13年3月 当社取締役海外事業部長 平成17年4月 当社取締役海外営業部長(現任)	4,600株
[取締役候補者とした理由] 横石浩氏は、平成13年3月に当社取締役に就任し、海外営業部における豊富なマネジメント経験から、海外営業部を牽引し、新規の販路開拓に尽力してまいりました。更なる海外事業の強化に際し、同氏は当社の取締役会の意思決定に重要な役割を果たすものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
6	なが さわ のぶ ゆき 永澤 宣之 (昭和32年4月3日生) 再任	昭和55年4月 当社入社 平成13年4月 当社海外事業部付部長 平成15年4月 当社経理部長 平成18年3月 当社取締役経理部長 平成20年1月 当社取締役財務・法務・システム担当 平成22年4月 当社取締役財務・法務・システム担当兼内 部統制担当(現任)	9,600株
	[取締役候補者とした理由] 永澤宣之氏は、平成18年3月に当社取締役に就任し、経理、財務、法務、システム、内部統制を始めとして幅広い業務に精通しており、その豊富な知識と経験、また視野の広さから、当社の取締役ににおける重要な意思決定及び業務執行の監督を担える人物であることから、引き続き取締役候補者といたしました。		
7	ふか い あきら 深井 明 (昭和34年1月3日生) 再任	昭和56年4月 当社入社 平成17年4月 当社生産技術部長 平成20年4月 当社生産統括部長兼横浜事業所長 平成21年3月 当社取締役生産統括部長兼横浜事業所長 平成22年4月 当社取締役生産統括部長 平成23年3月 当社取締役生産担当 平成24年1月 当社取締役生産担当兼横浜事業所長(現任)	3,400株
	[取締役候補者とした理由] 深井明氏は、平成21年3月に当社取締役に就任し、生産部門における幅広い知識と経験を有しており、また優れたコミュニケーション能力により生産現場を統率し、当社の経営の意思決定において重要な役割を担える人物であることから、引き続き取締役候補者といたしました。		
8	きり た かず ひさ 切田 和久 (昭和33年11月13日生) 再任	昭和56年4月 当社入社 平成15年4月 当社商品開発部長 平成19年4月 当社群馬研究開発センター所長 平成23年4月 当社商品開発部長 平成24年3月 当社取締役商品開発部長(現任)	2,900株
	[取締役候補者とした理由] 切田和久氏は、商品開発と研究開発の立場の異なる2つの部門から商品開発に深く携わり、よりよい商品づくりに尽力してまいりました。平成24年3月の当社取締役に就任以来、それらの知見を当社の取締役に反映しており、重要な意思決定を担える人物であることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)	所有する当社株式数
9	鈴木 等 <small>すずき ひとし</small> (昭和33年6月7日生) 再任	昭和58年4月 当社入社 平成17年4月 当社横浜研究開発センター所長 平成25年3月 当社取締役横浜研究開発センター所長(現任)	4,200株
	[取締役候補者とした理由] 鈴木等氏は、平成25年3月に当社取締役に就任し、研究開発における豊富な知識とマネジメント経験を有しており、研究開発部門を取りまとめ、画期的な技術開発に取り組んでまいりました。その豊富な知識と経験から、当社の重要な意思決定を担える人物であるため、引き続き取締役候補者いたしました。		
10	数原 滋彦 <small>すはら しげひこ</small> (昭和54年2月11日生) 再任	平成17年4月 当社入社 平成22年4月 当社群馬工場長 平成24年4月 当社営業企画部長 平成25年3月 当社取締役経営企画担当 平成27年11月 当社取締役経営企画担当兼海外営業企画部長(現任)	23,220株
	[取締役候補者とした理由] 数原滋彦氏は、平成25年3月に当社取締役に就任し、群馬工場長、営業企画部長、経営企画担当取締役等を歴任し、多様な経験と知見に加え、優れた経営執行能力を有しており、当社の経営における重要な意思決定と業務執行の監督に重要な役割を担う人物であることから、引き続き取締役候補者いたしました。		
11	※ 長谷川 直人 <small>はせがわ なおと</small> (昭和35年9月29日生) 新任	昭和59年4月 当社入社 平成20年4月 当社経理部長(現任)	4,400株
	[取締役候補者とした理由] 長谷川直人氏は、経理部門において財務及び会計に関する豊富な知識と経験を有しており、今後の資本政策の検討においても重要な役割を担うことが期待され、また当社の経営における重要な意思決定と業務執行の監督を十分に担える人物であると判断し、取締役候補者いたしました。		

事業報告

計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 数
12	<p style="text-align: center;">や はぎ つね を 矢 作 恒 雄 (昭和17年2月27日生)</p> <p style="text-align: center;">再 任 社 外</p>	<p>昭和40年4月 三菱商事株式会社入社</p> <p>昭和47年8月 富士ダイス株式会社取締役</p> <p>昭和57年4月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科助教授</p> <p>平成2年4月 同大学院経営管理研究科教授</p> <p>平成3年4月 財団法人企業経営研究所所長</p> <p>平成7年10月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科委員長</p> <p>平成9年5月 慶應義塾常任理事</p> <p>平成10年1月 慶應義塾ニューヨーク学院理事長</p> <p>平成12年6月 スルガ銀行株式会社社外取締役</p> <p>平成14年3月 当社取締役 (現任)</p> <p>平成14年4月 公益財団法人公共政策調査会理事 (現任)</p> <p>平成15年4月 公益財団法人ファイザーヘルスリサーチ振興財団評議員 (現任)</p> <p>平成17年4月 公益財団法人医療科学研究所評議員 (現任)</p> <p>平成19年4月 慶應義塾大学名誉教授</p> <p>平成19年4月 尚美学園大学大学院教授</p> <p>平成23年4月 尚美学園大学副学長</p> <p>平成23年4月 作新学院大学客員教授</p> <p>平成24年4月 尚美学園大学エグゼクティブアドバイザー客員教授</p> <p>平成24年4月 作新学院大学副学長 (現任)</p> <p>平成24年4月 同大学教授 (現任)</p> <p>平成26年4月 公益財団法人A F S日本協会理事 (現任)</p> <p>[重要な兼職の状況]</p> <p>作新学院大学副学長</p>	-
<p>[社外取締役候補者とした理由]</p> <p>矢作恒雄氏は、経営政策・経営戦略の専門家であり、当社の取締役会で審議する各種案件に対しても積極的な助言をいただいております。当社の適正運営に不可欠な存在であることから、同氏を引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって14年間となります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
13	よしむらとしひで 吉村俊秀 (昭和24年2月12日生) 再任 社外	昭和46年4月 三菱地所株式会社入社 平成14年6月 同社取締役横浜支店長 平成15年6月 同社執行役員横浜支店長 平成17年6月 同社執行役員 平成17年6月 株式会社アクアシティ取締役社長 平成18年6月 チェルシージャパン株式会社代表取締役社長 平成21年4月 三菱地所株式会社顧問 平成24年6月 公益財団法人ハイライフ研究所評議員(現任) 平成27年3月 当社取締役(現任)	-
<p>[社外取締役候補者とした理由]</p> <p>吉村俊秀氏は、企業経営者としての豊富な経験、実績、見識を有しており、当社の取締役会の意思決定においても、当社経営陣から独立した客観的な立場から、妥当性・適法性を確保するための助言・提言をいただいております。このことから、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年間となります。</p>			

- (注) 1. ※は新任取締役候補者であります。
2. 取締役候補者数原英一郎氏は山形三菱鉛筆精工株式会社の代表取締役社長を兼職しております。当社は同社から当社仕様製品の仕入取引を行っており、また同社に対して不動産の賃貸をしております。
3. 取締役候補者数原英一郎氏はMITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO.,LTD.の代表取締役を兼職しております。当社は同社から当社仕様製品の仕入取引を行っております。
4. 取締役候補者数原英一郎氏はエーザイ株式会社の社外取締役を兼職しております。当社と同社は当社製品の取引を行っておりますが、その金額は僅少(当社連結売上高の0.01%未満)です。
5. 取締役候補者数原徹郎氏はユニ工業株式会社の代表取締役社長を兼職しております。当社は同社から当社仕様製品の仕入取引を行っており、また同社から不動産の賃貸をしております。
6. 2.から5.に記載した以外の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
7. 取締役候補者矢作恒雄氏及び吉村俊秀氏は社外取締役候補者であります。なお、社外取締役候補者に関する記載事項は次のとおりであります。
- (1) 当社は、矢作恒雄氏及び吉村俊秀氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額であります。
- (2) 当社は、矢作恒雄氏及び吉村俊秀氏について、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有していると判断しております。当社は、矢作恒雄氏及び吉村俊秀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役本山幸利氏及び稲崎一郎氏は本総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任いたします。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	<p>※ さくら い きよ かず 櫻井清和 (昭和30年4月18日生)</p> <p>新任</p>	<p>昭和55年4月 当社入社 平成12年4月 当社技術企画室長 平成14年4月 当社群馬研究開発センター付部長 平成18年3月 当社取締役技術担当 平成20年3月 当社取締役技術担当兼工業所有権担当兼化粧品事業担当 平成25年3月 当社常務取締役技術担当兼工業所有権担当兼化粧品事業担当(現任)</p>	4,400株
<p>[監査役候補者とした理由] 櫻井清和氏は、研究開発部門での豊富な知識と経験を有しており、これらのものづくりに関する深い知見を活かし、研究開発、製造等の各部門におけるより現場に近い業務執行等の監査をしていただくために、監査役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
2	いな さき いち ろう 稲 崎 一 郎 (昭和16年4月3日生) 再任 社外	昭和44年3月 慶應義塾大学大学院工学研究科博士課程修了 工学博士 昭和59年4月 慶應義塾大学理工学部教授 平成10年3月 米国カリフォルニア大学バークレイ校客員教授 平成11年11月 ドイツ ハノーバ大学名誉博士 平成13年5月 慶應義塾大学理工学部長 同大学院研究科委員長 平成16年8月 The International Academy for Production Engineering会長 平成17年10月 日本学術会議会員 平成19年4月 慶應義塾大学名誉教授 平成19年4月 中部大学教授 平成21年4月 ドイツ工学アカデミー会員 平成23年4月 学校法人中部大学学監 平成23年4月 中部大学特任教授 平成23年4月 中部高等学術研究所所長 平成24年3月 当社監査役(現任) 平成25年6月 株式会社ディスコ社外取締役(現任) 平成27年4月 学校法人中部大学理事(現任) 平成27年4月 中部大学名誉教授 [重要な兼職の状況] 学校法人中部大学 理事 株式会社ディスコ 社外取締役	-
[社外監査役候補者とした理由] 稲崎一郎氏は、生産工学の専門家であり、当社の属する業界に捉われない客観的な視点から積極的に助言、意見をいただいております。当社の経営判断において適法性を確保するために必要な存在であることから、同氏を引き続き社外監査役候補者といたしました。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年間となります。			

- (注) 1. ※は新任監査役候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 稲崎一郎氏は社外監査役候補者であります。また、同氏について、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、稲崎一郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額であります。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって任期満了により退任いたします取締役櫻井清和氏に対して、在任中の功勞に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
さくら 櫻 井 清 和	平成18年3月 当社取締役 平成25年3月 当社常務取締役（現任）

第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、平成28年2月16日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の内容を一部改定の上、改めて導入することを決定いたしました（本議案において、以下、改定前の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を「旧プラン」といい、改定後の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を「本プラン」といいます。）。本議案は当社定款第17条第1項の定めに基づき、本プランを導入するとともに、当社定款第17条第2項及び第3項に基づき、本プランに記載した条件に従い新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただくことにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、旧プランは、平成25年3月28日開催の第138回定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただいていたまいりましたが、本総会終結の時をもって有効期間の満了により失効する予定です。

また、社外取締役2名を含む当社の取締役全員及び社外監査役2名を含む当社の監査役全員が本プランの導入に賛成していることに加え、当社は、本プランの導入について、旧プランの独立委員会による全員一致の承認を得ております。

また、本プランの基本的内容は旧プランと同一ですが、本プランの迅速な運用が確保されるよう、独立委員会が買付者等に対して追加的に情報提供を求める期間の上限を設定いたしました。

一 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。そして、当社の企業価値の向上は、お客様が求める最高品質の筆記具を市場に提供するとともに、筆記具事業で培った技術を応用して新規事業を開拓し、その双方を結びつけ一体的な経営を行うことによって実現されるものであると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付けがなされた場合、それが当社の企業価値並びに株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が株主に対して代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付けの対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量買付けを行う者が、当社グループの財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、後記の当社の企業価値の源泉を理解した上で、かかる企業価値の源泉を中長期的に確保し、向上させることができないならば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する当社株式の大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

二 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の企業価値の源泉について

本年（平成28年）、当社は、「かく」ことにこだわり続けて、明治20年の創業の時から130年の節目を迎えることができました。この間、技術の変化はもちろん、流通や市場といった当社を取り巻く外部環境に加え、筆記具に求められる機能も目まぐるしく変わり続けましたが、先達の方々の知恵と工夫、そして絶え間ない努力によってこの荒波を乗り越えてくることができました。一方、近年急速に進むデジタル化というこれまでとは異質の波は、世の中の様々な概念を変え、筆記具にとって欠かすことのできない「紙」をもゆっくりと、しかし確実に私達の身の回りから飲み込みつつあります。ペーパーレス化の流れがさらに加速し、筆記具という当社の主要事業の根底を覆すような脅威が起こり得るのか確かなことは分かりません。しかし、文字を書く、絵を描くという人類が遥か昔から繰り返してきたこの行為は、自分の感情や考えに想いを馳せながら自らの手を動かして表現でき得る人間にのみ与えられた本質的な欲求のひとつであり、これまでがそうであったように「かく」対象や場面が変化しても、形を変えて繰り返される普遍的な行為であると信じております。筆記具で何を生み出し、表現できるのか、これからの10年も、そして次の10年も、当社は、筆記具が持ち得る役割や可能性について探っていきたいと考えております。

当社の筆記具は、小さなお子様からご高齢の方まで、世界中の幅広い層のお客様に親しんでいただいております。ひとつひとつの商品の価格は高価ではないかもしれませんが、そこから生まれる小さな利益をコツコツと継続して積み上げ、その利益を将来の研究投資に充て、また画期的な製品を作り上げていく。この「良い製品を生み出し、それを作り、売り続け、お客様の信頼を積み重ねていく。」という想いは、当社の企業価値を問い直す際に欠かすことのできない信念であります。そして、その想いと創業からの社是である「最高の品質こそ最大のサービス」を胸に、当社はこれまで多くの革新的な商品を生み出してまいりました。発売から50年を超えたロングセラー商品「ユニ」に代表される最高品質の鉛筆、「なめらかボールペン」という市場を掘り起こし、今もなおトップシェアを誇る油性ボールペンの「ジェットストリーム」、世界で圧倒的なシェアを持つ金属チップ搭載の

水性ボールペン「ユニボール」、発売から30年以上を経過しながら「描くことの楽しさ」を訴え続ける鮮やかな色彩のポスターカラーマーカー「ポスカ」、超極細ボール径0.18ミリを実現したゲルインクボールペン「ユニボール シグノ」など、技術の蓄積の中から数々の優れた商品を生み出し、それらは当社発展の礎となってまいりました。

当社は、筆記具を単に「書く／描くための」道具として捉えるのではなく、筆記具を通じて従来とは異なる価値観を提案し、当社の商品を手に取られたお客様に新たな喜びや驚きをご提供できる「もの」づくりを目指していきたいと考えております。高級感溢れる筆記具への潜在的需要に着目して「所有する」喜びをお届けする油性ボールペン「ジェットストリームプライム」やタブレット端末などのデジタルツール使用時における「書く／描く」楽しさを提案する「ジェットストリームスタイラス」などの商品は、この考えを形にしたひとつの例であります。平成20年に発売したシャープペンシル「クルトガ」は『書くたびに芯が回転してトガリ、綺麗に書くことができる』という斬新な機構と書き味が多くのお客様から高く評価されるとともに、新たな消費者ニーズの掘り起こしに成功いたしました。また、平成21年には『選べるリフィール』×『選べるホルダー』を商品コンセプトにした「スタイルフィット」を発売して多様化したお客様のニーズに応えるとともに、お客様ご自身の手によって『自分好みのペン』を作り上げるという筆記具における新たな楽しみ方を提案してまいりました。これらの商品は、成熟したとされております筆記具市場にありながら、幅広いお客様のご支持をいただくと同時に新たな顧客層をも開拓してなお着実に市場シェアを広げて収益を積み重ねております。

当社は、これらの筆記具事業に加えて、アイライナーなどで既に多くの実績をあげております化粧品事業やカーボン技術応用の炭素材を使用した新規事業にも積極的に取り組むなど、筆記具で培った高度な技術を応用することにより非筆記具の分野へも積極的に進出しております。このように、当社は一世紀以上の長きに渡る最高品質の筆記具と、筆記具事業で培った技術を応用した新規事業との相乗効果による企業価値の向上に努めており、「良い製品を生み出し、それを作り、売り続け、お客様の信頼を積み重ねていく。」という企業活動に対する強い信念と創業からの社是を心に刻みながら、筆記具事業と非筆記具事業の双方を結びつけ一体的な経営を行うことが当社の企業価値の源泉であると考えております。

2. 企業価値向上のための取組み

当社は、本年1月より「創業130年からの再スタート」を基本方針とする平成30年までの中期3ヵ年経営計画をスタートさせました。その重点方針として「筆記具事業の競争力の強化」、「将来への種まき」、「経営資源の強化」の3つを掲げ、企業価値向上に取り組んでおります。

当社は、当社の企業価値をこれからも継続的に向上させていくためには、「最高の品質こそ最大のサービス」という社是の具現化に努め、品質向上、技術革新を怠らないことが必須であると考えます。そうした継続的な努力や投資を可能にする収益基盤構築の第一歩として、まずは中期3ヵ年経営計画に基づき競争力の再強化を実現することが、当社の企業価値を向上させ、ひいては株主共同の利益に資するものであると考えております。

3. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、取締役の株主に対する責任を明確化するためにその任期を1年とし、社外取締役を2名選任することにより独立した第三者の立場から経営に対する監督強化を図っております。また、監査役につきましては、社外監査役2名を含む4名により監査役会を構成し、取締役の職務執行の監査を行っております。当社は、このように、社外取締役と社外監査役による当社経営に対する監督・監視機能の充実を図り、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めております。

三 本プランの目的及び内容

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記一に記載した基本方針に沿って、旧プランを改定した上、導入するものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付けを

抑止するために、当社株式に対する大量買付けが行われる際に、当社取締役会が株主の皆様が代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付けに応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みとして本プランを導入することといたしました。

なお、平成27年12月31日現在における当社の大株主の状況は、別添「当社の大株主の状況」のとおりです。当社は、現時点において、特定の第三者から大量買付けを行う旨の通告や提案を受けているわけではありません。

2. 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買取者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買取者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会又は当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付けを行うことができるものとされています。

買取者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付けが当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買取者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買取者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てる等の方法により対抗措置を実施いたします。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置の実施、不実施又は中止等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしつつ、取締役会においても慎重な判断を行うものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置の実施に関する株主の皆様のご意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

3. 本プランの内容(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み)

(1) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、下記①又は②に該当する当社株券等の買付けその他の取得若しくはこれに類似する行為又はこれらの提案^[1]（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

記

- ①当社が発行者である株券等^[2]について、保有者^[3]の株券等保有割合^[4]が20%以上となる買付けその他の取得又は第三者が自己の共同保有者^[5]となる関係の組成行為
- ②当社が発行者である株券等^[6]について、公開買付け^[7]を行う者の公開買付け後の株券等所有割合^[8]及びその特別関係者^[9]の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定められる

[1] 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。

[2] 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

[3] 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

[4] 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。

[5] 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。本議案において同じとします。

[6] 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

[7] 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。

[8] 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。

[9] 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会又は当社株主総会が新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置の不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を開始又は実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたもの）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日（※）以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等においては、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

※営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる以外の日をいいます。

記

- ①買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び買付者を被支配法人等^[10]とする者の特別関係者）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）^[11]

[10]金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

[11]買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

- ②買付等の目的、方法及び具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
- ③買付等の価格及びその算定根拠
- ④買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑤買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑦当社の株主（買付者等を除きます。）、従業員、取引先、顧客等の利害関係者に対する対応方針
- ⑧その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に送付します（独立委員会は、当社取締役会の決議に基づいて設置されます。独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙1「独立委員会規則の概要」、本プラン導入当初の独立委員会の委員の略歴等については、別紙2「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限（当社取締役会が買付説明書を受領してから60日間を上限とします。）を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

（d）買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

①当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができます。

②独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等から提出された買付説明書を受領してから（但し、独立委員会が買付者等に対して回答期限を定めた上で追加的に情報を提供するよう求めた場合は、当該回答期限の翌日から）原則として最長90日間（対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない公開買付けによる買付等の場合には最長60日間）が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います（以下かかる独立委員会による情報収集及び検討に要する期間を「独立委員会検討期間」といいます。）。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(e) 独立委員会の勧告

独立委員会は、上記の手続を踏まえて、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

①本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等が下記(2)「本対抗措置実施の要件」において定められる発動事由（以下「発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合、引き続き買付者等からの情報提供や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、新株予約権（その主な内容は下記(3)「本対抗措置の概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置（以下「本対抗措置」と総称します。）を実施することを勧告します。なお、独立委員会は、買付

等について下記(2)「本対抗措置実施の要件」に定める発動事由のうち発動事由その2(以下「発動事由その2」といいます。)の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本対抗措置の実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨その他本対抗措置の中止を行うべき旨等の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 本対抗措置実施に係る勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 本対抗措置実施に係る勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合

②本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等について発動事由が存しないと判断した場合、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本対抗措置の不実施の勧告を行います。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本対抗措置の不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本対抗措置を実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間中に、本対抗措置の実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内(但し、原則として30日間を上限とするものとします。)で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検

討等を行うものとし、延長期間内に本対抗措置の実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重しつつ、買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に反するものであるかどうか等を慎重に検討し、本対抗措置の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。但し、下記の（g）に基づき株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。

なお、当社取締役会は、独立委員会が本対抗措置の不実施の勧告をした場合又は株主総会が本対抗措置を実施することを否決する決議をした場合には、本対抗措置を実施しません。

(g) 株主総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本対抗措置を実施するに際して、(i)上記(e)①に従い、独立委員会が本対抗措置の実施に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、又は(ii)ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主総会に諮ることが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、本対抗措置の実施に関する議案を株主総会に上程することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、並びに独立委員会検討期間の延長が行われた事実、具体的な延長期間及び延長の理由を含みます。）又は独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(2) 本対抗措置実施の要件

本プランの発動として本対抗措置を実施するための要件は、下記のとおりです。なお、

上記(1)「本プランの発動に係る手続」(e)記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本対抗措置を実施することが相当である場合

発動事由その2

下記のいずれかに該当し、かつ本対抗措置を実施することが相当である場合

(a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ①株券等を買占め、その株券等について当社側に対して高値で買取りを要求する行為
- ②当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ③当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買付（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(c) 買付等の経済的条件（対価の価額・種類、対価の支払時期・支払方法を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合

(d) 買付者等の提案（買付等の経済的条件のほか、買付等の適法性・実現可能性、買付等後の経営方針又は事業計画、買付等後における当社の株主（買付者等を除き

ます。) 、従業員、取引先、顧客等の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。) の内容が、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの従業員、取引先、顧客等との関係や当社グループのブランド力を損なうこと等により、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重大なおそれのある場合

(3) 本対抗措置の概要

当社が本プランに基づき発動する買付等に対する対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割当てとします。但し、法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該対抗措置が用いられる可能性もあります。

本プランに基づき対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、その概要は、以下のとおりとします。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。) において別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。) における当社の最終の発行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。) と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、原則として、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数(以下「対象株式数」といいます。) は、本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は1円とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者^[12]、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者^[13]、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者^[14]（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非

[12]原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

[13]原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

[14]ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

適格者]と総称します。)は、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうちに非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(1) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(4) 本プランの導入手続

本プランについては、当社定款第17条に基づき、本総会における決議により、旧プランの内容を改定して本プランを導入するとともに、本プランに記載した条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただきます。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本総会の決議における、本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間とし、当該委任期間は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、本プランの有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において、本プランを廃止する旨の決議、若しくは本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設若しくは改廃が行われ、かかる新設若しくは改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができます。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成28年2月16日現在施行されている規定を前提

としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1)本プランの導入にあたって株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入にあたっては、本新株予約権の無償割当てを含む本対抗措置自体は実施されませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2)本対抗措置実施時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランにおいては、本対抗措置の実施時においても、当社株主の皆様（非適格者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。本対抗措置を実施する場合には、法令及び金融商品取引所の規程に従い、適時適切な開示を行ってまいります。

また、本対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを行う場合に、株主及び投資家の皆様に与える影響は以下のとおりです。

(i)本新株予約権の無償割当ての手續

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、原則として、その有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込みの手續等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記3.(1)「本プランの発動に係る手續」(e)①に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいて

は本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を受ける可能性があります。

(ii) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書類（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項並びに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、並びに、当社株式の割当対象株主の皆様の変替を行うための口座への当社株式の記録に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権の対象株式数1株当たり1円を所定の方法により払い込むことにより、1個の本新株予約権につき対象株式数に相当する数の当社株式が発行されることとなります。なお、非適格者による本新株予約権の行使に関しては、上記3.(3)「本対抗措置の概要」(g)の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとします。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みを行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

但し、当社は、下記(iii)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに当社株式等を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(iii) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき対象株式数に相当する数の当社株式を受領することになります。但し、この場合、かかる株主の皆様には、別途、当社株式の割当対象株主の皆様の振替を行うための口座への当社株式の記録に必要な情報をご提供いただくほか、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、非適格者からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について規定される場合には、当社は、かかる規定に従った措置を講じることがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

四 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記二の取組み）について

上記二に記載した中期3ヵ年経営計画をはじめとする企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記三の取組み）について

(1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(2) 当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a) 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（以下「指針」といいます。）の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務、議論を踏まえた内容となっており、合理性を有するものと考えます。

(b) 株主意思の重視

本プランは上記三3.(4)「本プランの導入手続」記載のとおり、株主の皆様の意思を反映させるため、本総会においてその導入をお諮りする予定です。

また、上記三3.(1)「本プランの発動に係る手続」（g）記載のとおり、当社取締役会は、一定の場合には株主総会において本対抗措置の実施に関する株主の皆様を確認することができることとしております。

加えて、本プランには、導入された後の有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取

締役会において本プランを廃止する旨等の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(c) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、並びに独立委員会検討期間が開始した事実及び独立委員会検討期間の延長が行われた事実を含みます。）又は独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。これにより、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

(d) 独立性のある社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性のある社外取締役等のみから構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。

さらに、独立委員会は、当社の費用において独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(e) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記三3.(1)「本プランの発動に係る手続」(e)及び上記三3.(2)「本對抗措置実施の要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(f) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の任期は1年であり、期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役、又は (iii) 有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、それらの地位を失った場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重しつつ、買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に反するものであるかどうか等を慎重に検討し、本対抗措置の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決定を行う（但し、①に定める本対抗措置の実施又は不実施につき、株主総会において別段の決議がなされた場合は、当該決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、もっぱら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本対抗措置の実施又は不実施
 - ② 本対抗措置の中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
 - ①本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ②買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ④買付者等との協議・交渉
 - ⑤当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑥独立委員会検討期間の延長の決定
 - ⑦本プランの修正又は変更の承認
 - ⑧本プラン以外の買収防衛策の導入の是非の判断
 - ⑨その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑩当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提供を求められた情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができる。
- ・独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会等の代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。

- ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

以上

事業報告

計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

独立委員会委員略歴

本プラン導入当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

[氏名] 矢作 恒雄 (やはぎ つねを)

当社社外取締役

[生年月日] 昭和17年2月27日

[略歴] 昭和40年4月 三菱商事株式会社入社

平成2年4月 慶應義塾大学大学院教授

平成12年6月 スルガ銀行株式会社社外取締役

平成14年3月 当社取締役 (現任)

平成19年4月 慶應義塾大学名誉教授

平成24年4月 作新学院大学副学長・教授 (現任)

※矢作恒雄氏は、会社法第2条第15号に定める当社の社外取締役です。

[氏名] 稲崎 一郎 (いなさき いちろう)

当社社外監査役

[生年月日] 昭和16年4月3日

[略歴] 昭和59年4月 慶應義塾大学理工学部教授

平成11年11月 ハノーバ大学 (独) 名誉博士

平成13年5月 慶應義塾大学理工学部長 同大学院研究科委員長

平成16年8月 The International Academy for Production
Engineering会長

平成19年4月 慶應義塾大学名誉教授

平成19年4月 中部大学教授

平成23年4月 学校法人中部大学学監、中部大学特任教授、中部高等学術研
究所所長

平成24年3月 当社監査役 (現任)

平成25年 6 月 株式会社ディスコ社外取締役（現任）

平成27年 4 月 学校法人中部大学理事（現任）

平成27年 4 月 中部大学名誉教授

※稲崎一郎氏は、会社法第2条第16号に定める当社の社外監査役です。

[氏名] 吉村 俊秀（よしむら としひで）
当社社外取締役

[生年月日] 昭和24年 2月12日

[略歴] 昭和46年 4 月 三菱地所株式会社入社
平成14年 6 月 同社取締役横浜支店長
平成15年 6 月 同社執行役員横浜支店長
平成17年 6 月 同社執行役員
平成17年 6 月 株式会社アクアシティ取締役社長
平成18年 6 月 チェルシージャパン株式会社代表取締役社長
平成21年 4 月 三菱地所株式会社顧問
平成24年 6 月 公益財団法人ハイライフ研究所評議員（現任）
平成27年 3 月 当社取締役（現任）

※吉村俊秀氏は、会社法第2条第15号に定める当社の社外取締役です。

以上

事業報告

計算書類等

監査報告

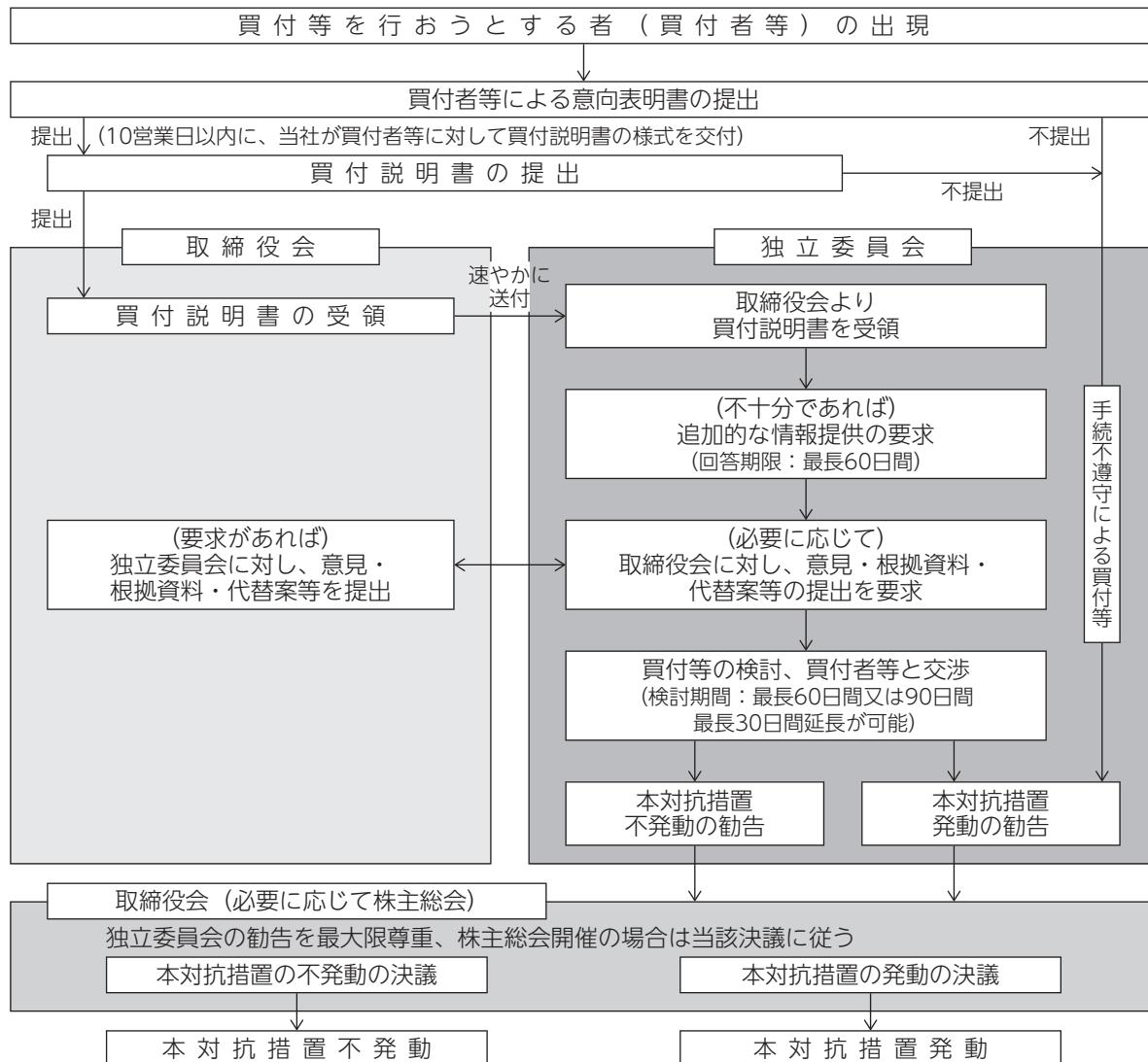
株主総会参考書類

当社の大株主の状況（平成27年12月31日現在）

株 主 名	所 有 株 式 数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口	17,756百株	5.92%
株 式 会 社 横 浜 銀 行	14,962	4.99
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	13,500	4.50
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	12,668	4.22
三井住友信託銀行株式会社	12,500	4.17
三菱鉛筆取引先持株会	12,049	4.02
大同生命保険株式会社	11,720	3.91
シエピー・エムシー・オハーンハイマー・シヤステック レンテック・アカウント	10,921	3.64
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	9,515	3.17
三井住友海上火災保険株式会社	9,515	3.17

※上記のほか、当社は自己株式を21,844百株保有しております。また、上記「発行済株式総数に対する所有株式数の割合」は、発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除して算出しております。

当社株券等の大規模買付行為に関する手続の流れ



(注) 本図は本プランの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照下さい。

事業報告

計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

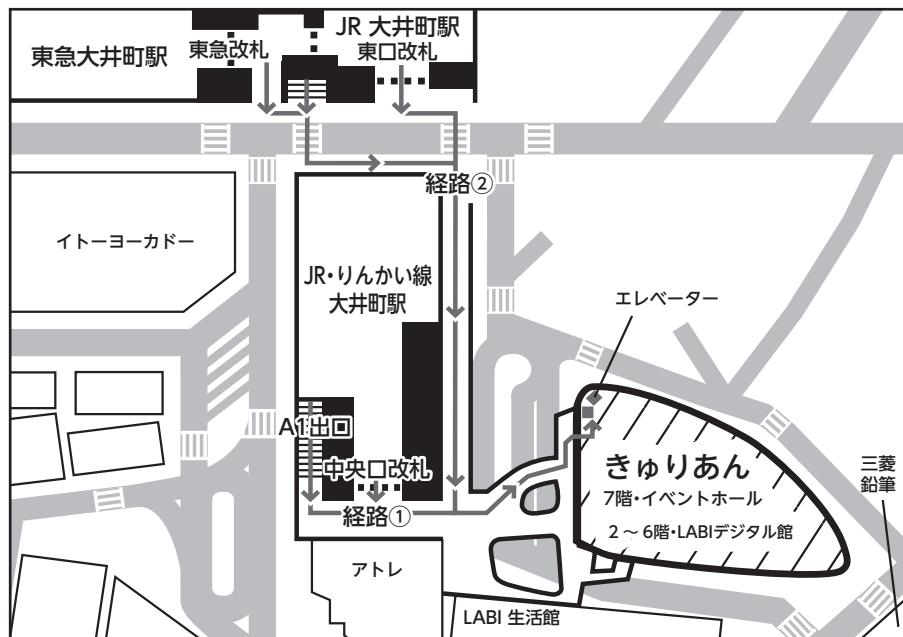
Blank lined paper with horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内略図

品川区立総合区民会館（きゅりあん） 7階イベントホール

東京都品川区東大井五丁目18番1号

電話 03 (5479) 4100



交通 JR京浜東北線大井町駅中央口(アトレ側)、りんかい線大井町駅
A1出口又は東急大井町線大井町駅から徒歩2～3分
会場地下に駐車場(有料)がありますが、混雑が予想されます
ので、なるべく電車・バスをご利用願います。
(注) LABI(ヤマダ電機)デジタル館の上です。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。